

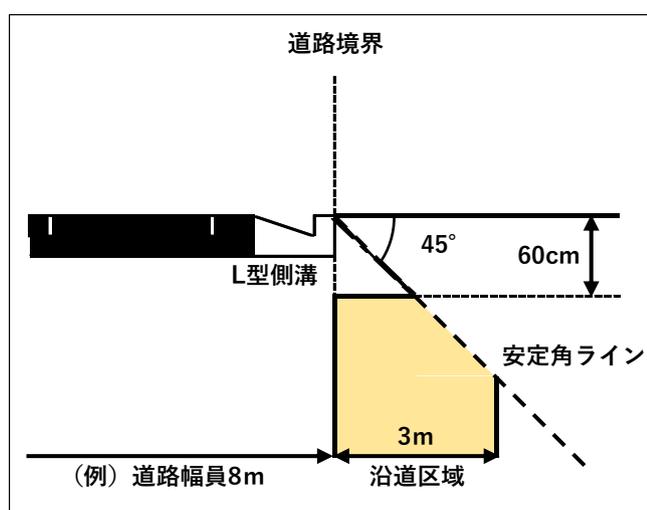
沿道掘削施工協議書作成要領

江東区が管理する道路では、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路法第44条の規定に基づき沿道区域が指定されています。その区域内で行われる60cm以上の掘削工事については、事前に施工協議が必要となります。

1 沿道掘削施工協議が必要な区域

下表の沿道区域内において、60cmかつ45度の安定角ラインより深く掘削する場合は、協議の対象です。

	前面の道路幅員	沿道区域
A	20m以上	5m
B	6m以上 20m未満	3m
C	6m未満	道路幅員の1/2



2 協議書の記載方法

別記第1号様式（第4条、第5条関係）

沿道掘削施工協議書		年 月 日	
江東区長 殿	協議者	住所	
		法人名	
		氏名 (代表者)	②
		現場担当者 及び連絡先	電話
下記のとおり沿道区域を掘削したいので、関係図書を添付の上、協議します。			
工事名	③		
掘削場所 (住居表示)	江東区 ④		
掘削範囲	掘削延長 ⑤ m	掘削深度 ⑤ m	
掘削期間	年 月 日 から ⑥ 年 月 日		

- ① 年月日については、提出年月日を記入してください。
- ② 協議者については、氏名・法人名・氏名（代表者）、現場担当者及び連絡先を記入してください。押印は不要です。
なお、協議者は原則施主（事業主）ですが、施工者が協議する場合は、施主からの委任状を添付してください。
- ③ 工事名については、「〇〇ビル新築工事」等、具体的に記入してください。
- ④ 掘削場所については、住居表示で記入してください。

⑤ 掘削範囲について

- (1) 掘削延長…沿道区域内における山留の延長を記入してください。
- (2) 掘削深度…沿道区域内における道路地盤（GL）から根切りの深さを記入してください。

⑥ 掘削期間については、杭打ちから埋戻しまでの期間を記入してください。

3 協議書類

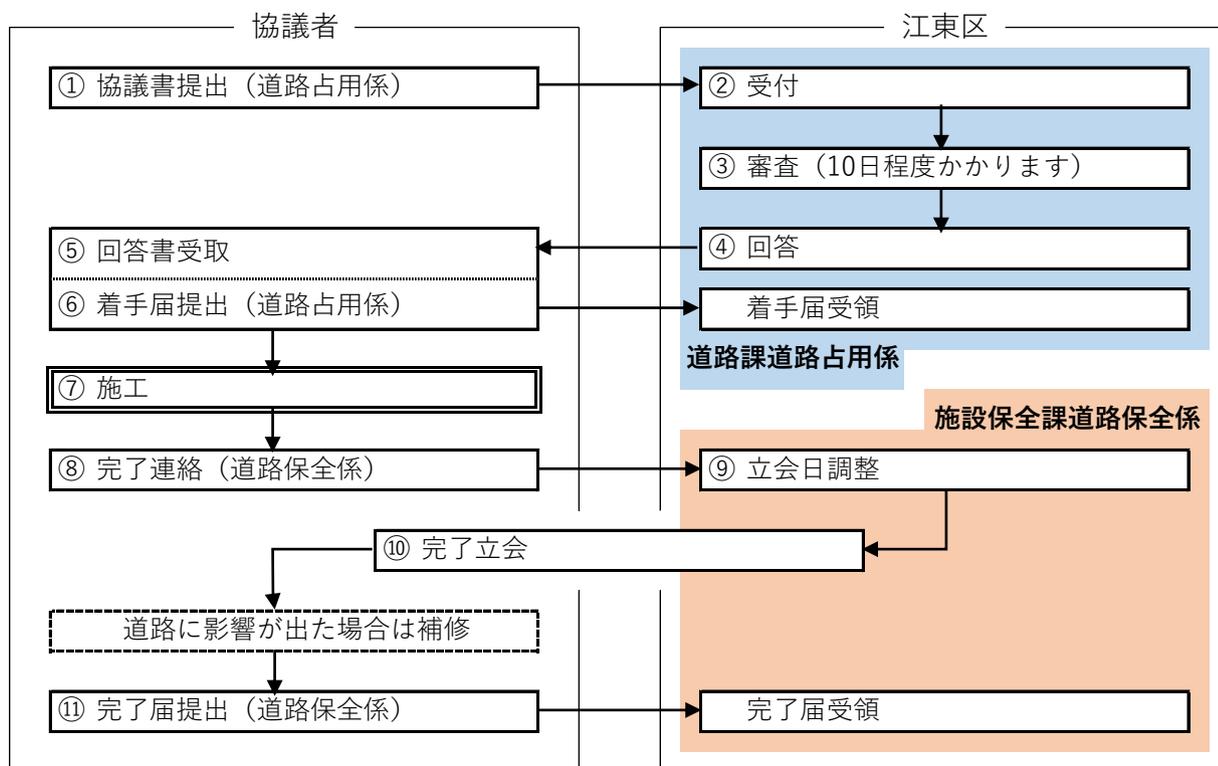
以下の書類を各**3部**提出してください。（*の様式はホームページで公開しています）

【ホームページ】江東区トップ>環境・まちづくり>道路・橋>道路の手続き>沿道掘削施工協議
<https://www.city.koto.lg.jp/470209/machizukuri/dorohashi/doro/8735.html>

- (1) 沿道掘削施工協議書 *
- (2) 誓約書 *
- (3) 委任状 * …協議者が施工者の場合は必要
- (4) 添付図書
 - ① 案内図
 - ② 工事仕様書 *
 - ③ 建築確認書通知書（写）
 - ④ 根切及び山留仕様書 *
 - ⑤ 山留計算書 …杭頭の変位量は30mm以内
 - ⑥ 根切図及び根切・山留断面図
 - ⑦ 基礎伏図
 - ⑧ 建物1階平面図
 - ⑨ 現況写真 …L型側溝・境石等の沿道状況をカラー撮影

4 協議・施工・完了のながれ

協議から回答まで約**10日程度**かかります。余裕をもって協議してください。



5 連絡先

(1) 協議書の提出・着手に関すること

道路課道路占用係 03-3647-9689
江東区東陽4-11-28（防災センター3階）

(2) 施工の完了・立会に関すること

施設保全課道路保全係 03-6458-6484
江東区潮見1-2-3（仮設事務所内）